

令和5年第2回町議会臨時会会議の経過（5月12日）

事務局長 皆様、おはようございます。私は、議会事務局長の深井でございます。
このたびは、山北町議会議員に御当選されました皆様に心からお喜びを申し上げます。

本日は、初議会でございますので、別紙の初議会の会議の順序、こちらに沿って進行させていただきます。

まず初めに、町長から招集の御挨拶をいただきたいと思っております。

町長、よろしく願いいたします。

町長 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第2回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

まずは、先月23日に執行されました山北町議会議員選挙により、本日より新たな構成メンバーによる町議会がスタートすることを心からお祝い申し上げます。今後も議員の皆様方にお力添えをいただきながら、山北町のより一層の発展のため、力を合わせて町政に携わってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、県におきましては、先月の県知事選挙において、黒岩知事が「県民目線のデジタル行政でやさしい社会を実現」をスローガンに掲げ、4期目の当選を果たされました。選挙後、黒岩知事は公約に掲げた窓口の事務ゼロを目指すデジタル革命や、子育て世代に神奈川県を選んでもらうためのデジタルを生かした支援の強化、脱炭素社会の実現といった政策を実現するため、体制強化を図ると述べられました。また黒岩知事が知事に就任して以来、「未病の改善」をキーワードに取組を推進しております、県西地域活性化プロジェクトにつきましても、引き続き未病の戦略的エリアとして、アピール強化し、県西地域の活性化を促進するものとしておりますので、本町といたしましても、今後の黒岩県政に期待しているところでございます。

さて、令和5年度に入り、ここで一月余りが過ぎたわけでございますが、町におきましては、4月1日に9名、5月1日に4名の新採用職員を迎え、

新たな体制でスタートを切ったところでございます。

また、先月中旬には、重点事業を適正かつ効率的に実施するため、私と関係課長などによる主要事業推進会議を課ごとに開催し、事業の推進方法の確認や課題の整理を行ったところでございます。本年度は第5次総合計画後期基本計画の最終年度となることから、計画の総仕上げに向け、各施策や事業を着実に推進してまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、5月8日に感染症法上の位置づけが5類へと移行し、3年余り続いたコロナ対策は大きな節目を迎え、社会経済活動の正常化に向け大きな一歩を踏み出しました。

本町におきましても、これまで感染拡大の影響により様々なイベントが自粛を余儀なくされてきましたが、先月1日には4年ぶりにソーラン山北よさこいフェスティバルが開催され、桜吹雪の中、各ステージにおいて華麗な踊りが披露されました。当日は桜を見に来られた観光客の方々も多く見られ、久しぶりに活気あふれる春の訪れを感じることができました。

また、先月29日には晴天の中、恒例の大野山開きが開催され、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、改めてお礼を申し上げる次第でございます。なお、今月21日には西丹沢山開きを開催いたしますので、こちらも議員の皆様のお越しをお待ちしております。

さて、令和5年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和5年度一般会計の補正予算案件1件、人事案件1件、報告案件4件について提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

事 務 局 長

御挨拶ありがとうございました。

本臨時会は議員当選後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で、瀬戸恵津子議員が最年長であります。

瀬戸恵津子議員、臨時議長席へお願いいたします。

臨 時 議 長

皆様、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました瀬戸恵津子

でございます。

議長選挙が終わるまでの間、地方自治法の規定によって、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、議場内が暑いようでしたら、各自で上着は脱いでいただいても構いません。

また、会議を開く前に、山崎副町長から4月1日付の人事異動で参事となった課長を紹介したいと申出がありましたので、認めます。

副町長。

副町長 それでは、貴重なお時間をちょっとの間拝借させていただきます。

実はもう5月号の広報誌で皆さん御覧になったと思うんですが、一応定年退職、それから一般の依願退職等もありませんので、町の幹部職員顔ぶれに変更はございませんが、井上財務課長におかれましては、財政担当参事ということで兼務をお願いしましたので、御紹介させていただきます。よろしく願います。

臨時議長 井上参事。

財務課長 それでは、皆さん、おはようございます。4月の人事異動で、今御紹介いただきました参事職を拝命いたしました井上でございます。

今後も財政担当として、町の限られた財源を有効的に活用するよう取り組んでまいりますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

臨時議長 お諮りいたします。

本日は議員当選後の初議会で、本会議に理事者側も出席しており、初対面の方もおりますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

臨時議長 御異議がないので、ただいまから自己紹介をお願いいたします。

仮議席の順序により、仮議席1番、和田成功議員より、自席で結構ですので順次お願いいたします。

(自己紹介)

臨時議長 続いて、本会議に御出席の理事者側の自己紹介をお願いいたします。

(理事者側自己紹介)

臨時議長 自己紹介が終わりましたので、ただいまから令和5年第2回山北町議会臨時会を開会いたします。 (午前10時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。慣例により、ここで暫時休憩をし、議員間の意見交換の場をもつために全員協議会に切り替えたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

臨時議長 御異議ないので、ただいまから401会議室において全員協議会を行います。401会議室に御移動をお願いいたします。 (午前10時16分)

臨時議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時22分)
議場を閉鎖します。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、6番大野徹也議員及び7番富田陽子議員を指名いたします。お二方。

それでは、投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。ございませんか。大丈夫ですか。

配付漏れはなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

よろしければ、これから事務局長が議席番号と氏名をお呼びしますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長 それでは、これから投票をお願いします。

1番、和田成功議員。2番、池谷仁宏議員。3番、瀬戸伸二議員。4番、

高橋純子議員。6番、大野徹也議員。7番、富田陽子議員。8番、府川輝夫議員。9番、熊澤友子議員。10番、遠藤和秀議員。11番、石田照子議員。12番、児玉洋一議員。5番、瀬戸恵津子議員。（投票）

臨時議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わり、開票を行います。

大野徹也議員及び富田陽子議員は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、石田照子議員10票、瀬戸恵津子議員1票、児玉洋一議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって石田照子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除します。

ただいま議長に当選された石田照子議員が議長におられます。会議規則第38条第2項の規定によって当選の告知をします。

石田照子議員に議長就任の御挨拶を演壇でお願いいたします。

議長

改めまして、皆様、こんにちは。ただいま議長に選任されました石田でございます。

私は、多様な意見を尊重できるような建設的で、そして風通しのいい議会を目指したいと思っております。

また、皆様方にもいろいろ御協力をいただき、事務局にも最大の御支援をいただきたいと思っております。また、行政、町側の皆様方には、目指す先は一緒でございますので、つかず離れずの関係を保ちつつも、協力できるところは協力し、町民のために、議会、まちづくりのために、しっかり手を携えていきたいと思っております。

2年間ではございますが、どうぞ御支援、御協力をいただきまして、議会の発展のために、皆様方で協力をしていただきたいと思いますようお願いをいたしまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

臨時議長

就任の挨拶が終わりましたので、新議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長 本日の追加議事日程はお手元に配付したとおりでございますので、その日程に従って進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおりと指定いたします。

なお、議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

11番石田照子を12番に、12番児玉洋一議員を11番の席にそれぞれ変更いたします。それでは、12番児玉洋一議員は、変更後の席へお移りください。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番和田成功議員、7番富田陽子議員の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本議会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。ここで暫時休憩をし、議員間の意見交換の場をもつために全員協議会に切り替えたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、ただいまから401会議室において、全員協議会を行います。401会議室に移動をお願いいたします。(午前10時41分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時47分)

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、6番大野徹也議員及び7番富田陽子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げますけれども、投票は単記無記名です。（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

よろしければ、これから事務局長が議席番号と氏名をお呼びしますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長 それでは、投票をお願いします。

1番、和田成功議員。2番、池谷仁宏議員。3番、瀬戸伸二議員。4番、高橋純子議員。5番、瀬戸恵津子議員。6番、大野徹也議員。7番、富田陽子議員。8番、府川輝夫議員。9番、熊澤友子議員。10番、遠藤和秀議員。11番、児玉洋一議員。最後に、石田照子議員。（投票）

議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わり、開票を行います。

大野徹也議員及び富田陽子議員は、開票の立会いをお願いいたします。（開票）

選挙の結果を報告します。

それでは発表いたします。有効投票数12票、無効投票数ゼロ票です。有効投票のうち、遠藤和秀議員9票、和田成功議員1票、瀬戸恵津子議員1票、児玉洋一議員1票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、遠藤和秀議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

ただいま副議長に当選されました遠藤和秀議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選されました遠藤和秀議員に就任の挨拶をお願いいたします。

演壇までどうぞ。

副議長 副議長に選任されました遠藤です。

石田議長をサポートし、議会活動が円滑にいくようにサポートし、努めてまいりたいと思います。皆様の御協力もひとつよろしく申し上げます。簡単ではございますが選任の挨拶と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 皆さんにお諮りしたいことがございます。

日程第5、常任委員の選任についての前に暫時休憩をし、全員協議会を開催したいと思いますので、401会議室にお集まりください。

(午前10時59分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時08分)

日程第5、常任委員の選出についてを議題といたします。

常任委員の選出につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長が会議を諮って指名することになっておりますが、前例に倣い、各議員から希望を取ります。それを参考として選考委員により各委員会に配置することにしたと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、選考委員の選出についてお諮りいたします。

皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、参考までに前例について申し上げますと、議長、副議長及び議長経験者を選考委員として選考してきました。今回もこのような方法で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、選考委員は議長の私、石田照子と、副議長の遠藤和秀議員、議長経験者の府川輝夫議員、児玉洋一議員の4名で選考いたします。

これにつきましては、これから皆さんの希望を取りたいと思います。用紙を配付いたしますので、氏名と希望する委員会に丸印をお書きいただきたいと思います。

なお、常任委員会は、総務環境常任委員会と福祉教育常任委員会の2常任委員会であります。用紙の配付をお願いいたします。

記入は終わりましたでしょうか。

それでは、用紙を回収いたします。

ここで委員会の構成を行いたいと思いますので、暫時休憩をいたします。選任が終わるまで時間がかかりますので、議員控室でお待ちいただきたいと思ひます。

また、町側の方々も自席で待機していただいて構いません。なお、再開するときに連絡をいたします。

それでは、選考委員の副議長、府川輝夫議員、児玉洋一議員は議長室に御移動をお願いいたします。 (午前11時13分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時50分)

各常任委員の委員の選考結果をお手元に配付させていただきましたが、事務局長より報告いたします。

事 務 局 長 それでは、報告をさせていただきます。

総務環境常任委員会、和田成功議員、池谷仁宏議員、瀬戸恵津子議員、大野徹也議員、遠藤和秀議員、児玉洋一議員。

福祉教育常任委員会、瀬戸伸二議員、高橋純子議員、冨田陽子議員、府川輝夫議員、熊澤友子議員、石田照子議員。

以上でございます。

議 長 ただいまの事務局長の報告どおりであります。御希望に添えなかった点はぜひ御了承をいただきたいと思ひます。

以上のとおり、常任委員にそれぞれ選任したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、選考どおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ここで各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきますが、暫時休憩の後、各委員会に分かれまして、正副委員長を互選で選んでいただきたいと思ひます。

日程第6がそれなんですけれども、議会運営委員の選出についても各常任委員会で選任をお願いしたいと思ひます。

条例で議会運営委員は6名となっております。議会運営委員につきましては、各常任委員会より3名ずつ選任いたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議長 異議なし。それでは、常任委員会ごとに正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっております。これを申し上げます。

また、今お願いいたしました議会運営委員会の選任につきましては、日程第6で正式に行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

総務環境常任委員会は402会議室、福祉教育常任委員会は403会議室でお願いいたします。

なお、各委員会は午後1時より協議をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。(午前11時54分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時21分)

各常任委員会の互選の結果を事務局長より報告いたします。

事務局長 それでは、報告いたします。

総務環境常任委員会委員長、大野徹也議員。副委員長、児玉洋一議員。

福祉教育常任委員会委員長、富田陽子議員。副委員長、府川輝夫議員。

以上のとおりでございます。

議長 ただいま事務局長が報告いたしましたとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりました。委員長及び副委員長には、各常任委員会の運営をよろしくをお願いいたします。

日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長が会議を諮って指名することになっておりますが、先ほどお願いいたしましたように、各常任委員会で選任をしていただいた3名ずつの委員を各常任委員長から御報告願います。

最初に、総務環境常任委員会、委員長報告をお願いいたします。自席で結

構でございます。

大野議員。

6 番 大 野 それでは、御報告させていただきます。

総務環境常任委員会は私、大野徹也、児玉洋一議員、和田成功議員を議会運営委員に選任いたしました。

以上でございます。

議 長 続きまして、福祉教育常任委員会、委員長報告をお願いいたします。

富田陽子議員。

7 番 富 田 報告させていただきます。

福祉教育常任委員会では、私、富田陽子と府川輝夫議員、熊澤友子議員を議会運営委員に選任にいたしました。

以上です。

議 長 ただいま各常任委員長より、大野徹也議員、児玉洋一議員、和田成功議員、富田陽子議員、府川輝夫議員、熊澤友子議員の6名が報告されましたが、報告どおり、議会運営委員に選任することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告どおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、従前どおり、議会運営委員会に議長をオブザーバーとして出席させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議会運営委員会に議長が出席することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、6名の議会運営委員の方は402会議室にお集まり願います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますことを申し伝えます。

それでは、暫時休憩といたします。 (午後 1 時25分)
 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時33分)
 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、事務局から報告いたします。
 事務局 長 互選の結果を報告させていただきます。
 議会運営委員会委員長に、和田成功議員、副委員長に児玉洋一議員。
 以上のおりでございます。
 議長 事務局長の報告のとおり、委員長に和田成功議員、副委員長に児玉洋一議員の2名が決定いたしました。
 日程第7、広報広聴委員の選任についてを議題といたします。
 広報広聴委員は条例第3条の規定により、議長を除く全議員をもって組織することになっています。
 ここで暫時休憩をし、広報広聴委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声多数)
 議長 御異議ないので、401会議室で最初に委員長の互選を行います。
 なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますことを申し添えます。
 委員長が互選されましたら、引き続き副委員長の互選をお願いいたします。
 ここで暫時休憩といたします。 (午後 1 時35分)
 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後 1 時45分)
 広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局から報告いたします。
 事務局 長 それでは、互選の結果を報告させていただきます。
 委員長に、児玉洋一議員。副委員長、池谷仁宏議員。
 以上のおりでございます。
 議長 事務局長報告のとおり、委員長に児玉洋一議員、副委員長に池谷仁宏議員の2名が決定いたしました。
 皆様にお諮りしたいことがございます。

日程第8、足柄上衛生組合議会議員の選挙についての前に暫時休憩をし、一部事務組合議会議員の選挙について、全員協議会を開催したいと思いますので、401会議室にお集まりください。(午後1時46分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後1時56分)

日程第8、足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長から報告いたします。

事務局長 では、足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを御説明申し上げます。

足柄上衛生組合議会議員の任期満了に伴い、同組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の2名を議会から互選するものであります。

足柄上衛生組合の組織であります。南足柄市と足柄上郡5町をもって組織し、組合議会議員の定数は12人となっております。

さらに、組合組織は、各市町の議会において、互選した者2名とするとなっております。

また、組合議会議員の任期であります。各市町の議会議員の任期によるものとなっております。

参考までに申し上げますと、先例では、議長と福祉教育常任委員長の2名が選出されております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、日程第8について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、お諮りします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の石田照子と福祉教育常任委員長の富田陽子議員の2名を指名します。

以上の者を当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、足柄上衛生組合議会議員は、議長の石田照子と福祉教育常任委員長の富田陽子議員の2名を当選人と決定いたしました。

日程第9、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを議題といたします。
事務局長から報告いたします。

事務局長

では、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを御説明申し上げます。

足柄西部清掃組合議会議員の任期満了に伴い、同組合同規約第5条第2項の規定により、選挙を行うものでございます。

足柄西部清掃組合の組織であります。山北町及び開成町をもって組織し、組合議会議員の定数は6人となっております。

さらに、組合議員は各町の議会において、その議会の議員から各3名を選挙する。また、組合議員の任期は、各町の議会議員の任期によるとなっております。

参考までに申し上げますと、先例では、議長、副議長及び総務環境常任委員長が3名が選任されております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、日程第9について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、お諮りします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長

御異議がないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の石田照子と副議長の遠藤和秀議員、総務環境常任委員長の
大野徹也議員の3名を指名いたします。以上の者を当選人と決定することに
御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長

御異議ないので、足柄西部清掃組合議会議員は、議長の石田照子と副議長の
遠藤和秀議員、総務環境常任委員長の
大野徹也議員の3名を当選人と決定
いたしました。

日程第10、議案第28号 山北町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀬戸恵津子議員の退場を求めます。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第28号 山北町監査委員の選任について。

次の者を議会議員選出による山北町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、瀬戸恵津子。住所、山北町山北1013番地。生年月日、昭和23年2月28日。任期、令和5年5月12日から令和9年4月30日。

提案理由でございますが、瀬戸恵津子氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を得たいので、提案するものです。

議長 説明が終わりましたので、議案第28号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第28号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 長 手をお下げください。挙手全員。よって、議案第28号は、原案のどおり同意することに決定いたしました。

瀬戸恵津子議員の入場を求めます。

日程第11、報告第2号 専決処分の承認について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第2号 専決処分の承認について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令等の改正に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。山北町長、湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、報告第2号について御説明させていただきます。

3枚目をお開きください。

山北町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

初めに、条例改正の概要でございますが、国民健康保険法施行令の改正に伴い、一つは、国民健康保険税に係る賦課限度額について後期高齢者支援金等課税額を引き上げたもの。2つ目は、均等割と平等割の2割軽減、5割軽減対象者の所得判定基準について、中低所得層に配慮し引き上げたもの。3つ目は、特例対象被保険者の届出に係る添付書類を拡大したものです。

専決処分とさせていただいた理由でございますが、3月定例議会への議案提出が間に合いませんでした。このため、令和5年度に入ってから議会で議案を提出することも考えられましたが、4月1日に遡及して適用となるため、3月31日までに専決処分にて改正することが望ましいとの県からのアドバイスが過去にあったことを踏まえ、専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の上限額を改正前「20万円」から改正後「22万円」に改めたものでございます。

第15条第1項についても、同様に「20万円」を「22万円」に改めたものでございます。

次ページをお開きください。

第15条第1項第2号は、5割軽減となる世帯の所得判定基準の加算額について改正前「28万5,000円」を、改正後「29万円」に改め、次ページをお開きください、第3号は2割軽減の対象となる世帯について「52万円」を「53万5,000円」に改めたものでございます。

次ページをお開きください。

第15条の3第2項は、特例対象被保険者に係る確認書類について、改正前の「雇用保険受給資格証」に「雇用保険受給資格通知」を追加したものでございます。

それでは3枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

適用区分。第2項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第2号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑がないようですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第2号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。挙手全員。よって報告第2号は、原案のどおり、承認されました。

日程第12、報告第3号 専決処分の承認について。

令和4年度山北町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第3号 専決処分の承認について。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第12号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年度山北町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,438万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億5,228万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、報告第3号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から、次の4ページ、5ページをお開きください。23款町債まで、補正額6,438万3,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費及び13款予備費を、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、下段の第2表地方債の補正でございます。事業費の確定に伴い、借入額をそれぞれ記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに歳入ですが、2款地方譲与税、次の3款利子割交付金、次の4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ額の確定に伴うものの補正でございます。

次に10ページ、11ページをお開きください。

9款自動車取得税交付金、10款環境性能割交付金につきましても、額の確定による補正でございます。

11款の地方特例交付金は、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、新型コロナウイルスによる影響で、固定資産税を減免した額を国が交付金として補填をするものでございます。

次の12款地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により5,970万5,000円の増額でございます。

次の13款交通安全対策特別交付金につきましても、額の確定によるものでございます。

次の16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

次の17款の県の支出金につきましても、電源立地地域対策交付金の額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、説明欄に記載の各基金の利息の確定によるものでございます。

次に20款繰入金、1項基金繰入金、5目簡易水道事業整備基金繰入金につきましても、事業費の確定による減額でございます。

次の23款町債、1項町債は、先ほど第2表地方債の補正で御説明しましたが、各事業の事業費の確定により、農林水産業債、土木債、消防債について、それぞれ減額補正をするものでございます。

14、15ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、歳入であった基金の利息を積み立てるもので、公共施設整備基金については、今後、洒水の滝遊歩道整備など償還が始まるため、1億円を積み立てるものでございます。

13款予備費につきましては、3,585万7,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 6番、大野です。

11ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の御説明でございますが、事業費の確定ということでございまして、こちらはどのような事業に活用されたのでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 こちらの事業費ですけれども、全部で19の事業に該当させて、使用してございます。ただし19個ありまして、詳細についてはちょっと、この事業については効果検証が求められておりまして、それと公表が義務づけられておりまして、町のホームページで公表中でございます。

細かなところはそちらのほうで御確認いただきたいと思うんですけども、主なものとしては、商品券の発行事業でありますとか、非課税世帯に対する

給付などが昨年度予算措置させてございますので、主立ったものはその辺で
ございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 長 ということで、これは該当するその事業の執行するものが、執行残という
ふうな、そういうイメージになりますでしょうか。

例えば商品券の発行に関して、執行できなかった分があるとかそういうふ
うなイメージでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 基本的には議員がおっしゃられるとおり、全て執行残の確定によるもので
ございまして、中には年度内でぎりぎりまで設けているものございましたので、
途中で減額補正ができないものもございましたけども、基本的には事業
費の確定によるというものでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと
思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。挙手全員。よって報告第3号は、原案のとおり承認
されました。

日程第13、報告第4号 専決処分の承認について。

令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題と
いたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第4号 専決処分の承認について。

令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、
別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報
告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、県支出金の減少に伴い、財政調整基金から繰入れを行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日。山北町長、湯川裕司。

2ページお開きください。

令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,977万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,629万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、報告第4号 令和4年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

まず初めに概要でございますが、令和4年度の医療費自体は見込みより抑えられたものの、それに伴い、県支出金も減となったため、令和3年度に積立てをした基金を取り崩したというものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款県支出金について4,817万1,000円の減額をしました。令和4年度交付額の確定に伴うものです。

また、4款繰入金について、基金を840万円繰入れ、歳入総額3,977万

1,000円を減額しました。歳出につきましては、2款保険給付費について、歳入と同額の3,977万1,000円を減額しました。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、令和4年度交付額の確定によるもので、5,164万3,000円の減額でございます。

2目保険給付費交付金特別交付金も令和4年度交付額の確定によるもので、347万2,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては令和4年度の医療費がほぼ確定し、3,700万円を減額するものでございます。

2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者療養給付費の減に伴い277万1,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第4号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。挙手全員。よって報告第4号は、原案どおり、承認されました。

日程第14、報告第5号 専決処分の承認について。

令和5年度山北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第5号 専決処分の承認について。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を早期に実施する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月7日。山北町長、湯川裕司。

2ページお開きください。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度山北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,750万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億8,350万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、報告第5号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種を早期に実施する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金を3,750万8,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、4款衛生費及び13款予備費を歳入と同額を補正するものでございます。

次に事項別に御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、2,438万3,000円を増額するものでございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として1,312万5,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、203万2,000円を増額で、ワクチン接種に係る職員の時間外勤務手当などでございます。

2目予防費は2,963万6,000円を増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の消耗品については、衛生用品の購入、印刷製本費については、勸奨通知封筒の印刷でございます。次の通信運搬費については、接種券等の郵送料で、ワクチン輸送業務委託料はワクチンの輸送を行うものでございます。次のコールセンター整備工事については、コールセンター設置の回線を整備するものでございます。小児接種支援事業費負担金は、小児接種への加算金を負担をするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種業務委託料は、集団接種を事業者へ委託をするもので、タクシー利用助成金については、送迎のタクシー利用の助成をするものでございます。次の会計年度任用職員経費については、ワクチン接種のためのコールセンターや保健師の報酬、職員手当、共済費、旅費などでございます。予備費については584万円を増額するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

給与費明細書でございます。職員の時間外勤務手当の増額分や、会計年度

任用職員の増額によるものでございます。詳細については後ほどお目通しをいただければと思います。

また、この後、概要について保険健康課長から説明をいたします。

私からの説明は以上でございます。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、卓上配付をさせていただきました、右上に令和5年5月12日臨時議会資料、表題が新型コロナウイルスワクチン（春開始接種）の概要と書かれたものA4一枚ものを御覧ください。

まず対象者についてです。対象者は初回接種、初回接種とは1、2回目の接種のことを言いますが、を完了した次の方ということで、65歳以上の方、それから5歳以上基礎疾患のある方、医療機関・高齢者施設等の従事者ということで1番の65歳以上の方につきましては、4月28日に接種券を既に発送してございます。2番と3番の5歳以上基礎疾患のある方や、医療機関・高齢者施設従事者につきましては、こちらは申込み制となっております。

2番、集団接種のスケジュールでございます。

会場はこれまでと同じく山北町健康福祉センターにおいて、そこに示されている5日間の日程で行う予定でございます。時間は13時30分から19時30分ということでございます。木曜日はこれまで午前中も行っておりましたが、今回から土曜、木曜に関係なく、午後1時半から19時半までということになります。また個別接種、医療機関での接種自体は5月8日から既に開始されています。

予約方法です。予約方法についてはこれまでと変更は特にございません。従来と同様、健康福祉センターの2階に設置してありますコールセンターにお電話をしていただいて、御予約、また予約サイトから予約ということで、健康福祉センターに設置してあります端末でセンターに来ていただければ、職員がサポートしながら予約するというのも従前と同じように行います。

コールセンターにつきましては接種券を4月28日に発送した関係で、5月1日から稼働してございます。

3番の委託です。ここが少し大きく変わります。

今回の接種から、これまでの町職員による直営から、今回から委託に切り

替えます。委託業者ですが、株式会社AGRI CAREという茨城県つくば市に本社を置く会社となります。実績としましては、自治体としましては埼玉県川口市、あるいは千葉県松戸市で行い、企業の職域接種につきましては60以上の企業の職域接種を行い、接種回数としましては25万回以上もうこれまでに経験した実績のある業者さんでございます。

3番、春開始接種以降の予定です。令和5年度につきましては春開始接種と秋開始接種を2回行うということにされています。春開始接種については今御説明したとおりなんですが、秋開始接種につきましては9月頃から行う予定と考えています。対象者につきましては、初回接種が完了した5歳以上の方全員ということになりますので65歳以上の方は、春と秋と2回行うということになります。また5月8日に感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」（インフルエンザと同等）ということになりましたので、秋開始接種について、これまでと同様に集団接種を行うのか、あるいは秋開始接種からインフルエンザなんかと同じように、全て個別接種に切り替えるかということについては、近隣の自治体の状況なんかも踏まえまして、今後検討していくというところでございます。

説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、報告第5号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、報告第5号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 手をお下げください。挙手全員。よって報告第5号は、原案どおり、承認されました。

日程第15、議案第27号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第27号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度山北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,803万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億2,154万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月12日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などによる増額で、歳入歳出それぞれ3,803万8,000円を増額補正するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第27号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、16款国庫支出金及び22款諸収入を3,803万8,000円を補正するものでございます。

歳出につきましては、3款民生費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

次に事項別に御説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

下段の歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は384万1,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金として、町が実施する子育て世帯支援特別給付金に対する補助金で、補助

率は10分の10でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は5,658万7,000円の増額でございます。今回の交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、推奨事業メニューのほか、低所得者世帯への支援のための低所得者世帯支援枠も交付されるものでございます。算定方法としましては、低所得世帯支援枠については、住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を基礎として算定され、推奨事業メニューについては、人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定をされるものでございます。

今回の当町の交付限度額については、推奨メニュー分としては、4,038万7,000円。低所得世帯支援分としては、2,083万9,000円の限度額でございます。このうち、5,658万7,000円を増額補正をするものでございます。

次の22款諸収入、4項雑入、1目雑入は2,239万円の減額でございます。重点交付金を活用して、物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費を無償とするため減額をするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は2,531万7,000円の増額でございます。説明欄に記載の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業として、重点交付金を活用し、非課税世帯や家計急変世帯に給付をするもので、通信運搬費と口座振替手数料については事務経費、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、非課税世帯等833世帯を見込み、1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は351万3,000円の増額でございます。説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業は、新型コロナウイルスセーフティネット交付金を活用し、給付をするもので、通信運搬費と口座振替手数料については事務経費でございます。子育て世帯支援特別給付金は、低所得子育て世帯の子ども70人を見込み、子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。

なお、詳細については、この後福祉課長から御説明申し上げます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は143万円の増額でございます。山北町農業活性化推進事業の営農継続支援金は、重点交付金を活用し、農業における物価高騰対策の支援として、販売農家1軒当たり1万円を助成するもので、143件を見込んでおります。

4目畜産業費15万円の増額についても、重点交付金を活用し、農業における物価高騰対策の支援として、畜産業、物価高騰対策助成金として畜産農家に1軒当たり上限5万円として3件分を助成を見込んでございます。

次の9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費は、お峰入り公開事業の組替えでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

国庫補助事業の関係で、記録集の印刷と記念講演記録映像等撮影の事業主体を保存会から町へと組替えをするものでございます。

13款の予備費については、762万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 福祉課長。

福祉課長 それでは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び低所得子育て世帯に対する生活支援特別給付金につきまして、卓上に配付させていただいております補足資料に基づき御説明申し上げます。

資料は、資料右肩に令和5年度山北町一般会計補正予算（第2号）補足説明資料とあるものになります。

まず初めに、資料1ページ目の、令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について御説明申し上げます。

事業の概要でございますが、こちらはエネルギー、食料品等の物価高騰により、生活への負担感が特に大きい低所得世帯に対する国の経済支援対策として、1世帯当たり3万円を支給する国の方針が定められ、3月28日に国の予算支出が閣議決定されたものです。財源としましては、国の地方臨時創生交付金のうち、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金による国庫10割補助となります。

対象世帯の要件や申請書等の様式、支給までの流れ等につきましては、令和3年度と令和4年度に実施しました同給付金に準じております。住民税非

課税世帯につきましては、プッシュ型の支給を、家計急変世帯につきましては、申請に基づく支給となります。

2つ目の丸、支給要件でございますが、住民税非課税世帯につきましては、基準日の令和5年6月1日から継続して山北町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯が対象となります。家計急変世帯につきましては、令和5年度住民税課税世帯のうち、物価高騰の影響により収入が急変し、令和5年の年間収入見込み額が住民税非課税相当世帯の水準までに減少した世帯が対象となります。なお、家計急変世帯は申請制となりますので、本議会の議決後に、町ホームページ、お知らせ版等により周知広報を行う予定でございます。

3つ目の対象世帯見込み数であります。全体で833世帯を見込んでおります。内訳としまして、住民税非課税世帯は、令和3年度給付金の支給実績であります813世帯を見込んでおりまして、家計急変世帯は20世帯を見込んでおります。

基準日につきましては令和5年6月1日となります。申請期限につきましては、10月末までを期限としております。

スケジュールであります。本事業に係る補正予算を本議会において上程させていただいております。議会で承認をいただいた後、6月9日からシステム改修を実施いたしまして、システム改修後に住民税非課税世帯に向けて受給確認書、返信用封筒等を6月下旬頃に発送する予定でございます。

支給日につきましては、第1回の支給を7月21日で予定しております。最終支給日は、申請期限を10月までとしておりますので、11月10日を予定しております。

事業に要する所要額であります。総額で2,531万7,000円を計上しております。内訳となりますが、事業費となります給付金は、対象見込み世帯数833世帯に3万円をかけました、2,499万円。事務費としまして、郵送料及び口座振込手数料を32万7,000円と見込んでおります。

なお、住民税非課税世帯等への給付につきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の補助メニューのうち、低所得世帯支援枠が財源となります。家計急変世帯の給付につきましては、同給付金の補助メニ

一のうち、推奨事業メニューが財源となります。

令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての説明は以上となります。

裏面2ページを御覧ください。

続きまして、令和5年度低所得子育て世帯に対する生活支援特別給付金について御説明申し上げます。

事業の概要でございますが、エネルギー、食料品等の物価高騰に直面し、生活への負担感が特に大きい低所得の子育て世帯に対する国の経済支援対策として、児童1人当たり5万円を支給する国の方針が定められ、3月28日に国の予算支出が閣議決定されたものでございます。財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による国庫事業費補助事業となります。対象者の要件や支給申請書の様式、支給までの流れにつきましては、令和3年度と令和4年度に実施しました同給付金に準じております。

児童扶養手当受給世帯となりますひとり親世帯と児童手当受給の非課税世帯、その他低所得子育て手当につきましては、申請が不要のプッシュ型の支給を、家計急変世帯につきましては申請に基づく支給となります。

支給要件であります。ひとり親世帯につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当受給世帯が対象となります。その他低所得子育て世帯につきましては、令和4年度給付金の受給世帯が対象となります。家計急変世帯の支給要件につきましては、先ほど御説明申し上げました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様となります。

対象見込み世帯数ですが、72世帯138人を見込んでおります。内訳ですが、ひとり親世帯につきましては、所管であります県の直近の支給状況により、41世帯68人、その他低所得子育て世帯につきましては、町で把握しております直近の支給状況により、26世帯50人となっております。

家計急変世帯につきましては、令和3年度給付金の支給実績が3世帯9人でしたので、5世帯20人を見込んでおります。

なお、ひとり親世帯につきましては、児童扶養手当を所管しております、県が支給することと定められておまして、神奈川県におきましては、5月

24日に児童扶養手当受給口座に振込を実施すると予定されております。

申請期限であります。国の実施要綱に基づき、令和6年2月29日までとなっております。

事業のスケジュールであります。本事業に係る補正予算を議会において上程させていただいております。議会で承認をいただいた後、5月15日からシステム改修を実施いたしまして、システム改修完了後に、その他、低所得子育て世帯に向けて、受給拒否届出書等を5月中旬に発送する予定でございます。支給日につきましては、第1回の支給を6月12日で予定しております。最終の支給日は、申請期限を令和6年2月末までとしておりますので、令和6年3月11日を予定しております。

事業に要する所要額であります。総額で351万3,000円を計上しております。内訳としまして、事業費の給付金は対象児童70人に5万円をかけた350万円、事務費として、郵送料及び口座振込手数料1万3,000円と見込んでおります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、議案第27号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑ございませんか。

大野徹也議員。

6番大野 6番、大野でございます。

5ページの、やはりこれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことで伺いたいんですが、そちらのほうの財源を活用して、小・中学校の給食費のほうに一般財源からの振替という形で、活用されると、事業としては、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減というふうな形の事業の中で、そういう形をとっておられるかと思うんですが、その辺についてはそういう理解でよろしいでしょうか。

議長 こども教育課長。

こども教育課長 はい、今議員がおっしゃったとおりの見込みでございます。歳出につきましてはもともと、今まで、昨年度までは学校で管理してました私会計だったのを公会計にしましたので、歳出としてはそれぞれ小学校・中学校費の学校

給食事業のほうで、材料費のほう見ております。これは教職員それと生徒の分見ておりまして、あと歳入のほうが今回この交付金を使わせていただいて、全額生徒の分を見させていただいたということでございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 令和5年度につきましてはそのような形で、給食費のほう、国のほうの交付金を活用して財源に充てるということではよろしいかと思いますが、この地方創生臨時交付金というのは、今後について、コロナが収束してくるというふうな内容の中で、これが、交付金というものが、実際、今後どのような形になっていくのかというようなその辺の見込みをお聞かせいただきたいんですが。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 はい、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけども、今議員がおっしゃられたように、あくまでも新型コロナウイルスの関係により、物価高騰や電力の関係、その関係があったときに、国のほうから交付されるというものでございまして、実情としましては今後いつ交付されるかというのは全く今情報はありません。事務サイドでも、マスコミ報道のほうが先行する場合もございますし、国のほうが急に今年度のように、年度末に閣議決定をして支給を決定するという場合もありますし、国が国会の予算をしっかりと審議をした中で配付する場合がありますし、そのときによってちょっと状況が変わってまいりますので、今後については、今のところ詳しい情報が入ってませんので、あくまでもまだ未定ということしかお答えできません。申し訳ありませんけども。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 はい、承知しました。おそらく財源は国のほうとしては、いわゆる今までのコロナ関連で積み立てた予備費のほうから財源に充てているというふうなことかと思っておりますので、その財源は名目を変えて、物価高騰に関してというふうな形で、今後も補助をされるのかなとは思いますが、それもやがてなかなか厳しいというふうな状況になろうかと思っておりますので、今のうちからという言い方が変ですが、その辺も、どのような形で給食費のほうを運営していたらよろしいかということを考えていただいたほうがよろしいのではない

かということを提案させていただきます。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

高橋純子議員。

4 番 高 橋 令和3年度、4年度の給付金と同様にプッシュ型で支給を開始するという
ことなんですけれども、この見込み世帯とありますが、この非課税世帯は多
分、令和3年前にも非課税世帯であつたらうか、それとも令和3年、4年
に増えているのか、この辺の増減がどのようになっているのか、分かる範囲
でも教えていただきたいなどは思っております。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの給付金に係る非課税世帯の内訳になりますが、まず令和3年度に
つきましては、全体で813件のうち800世帯が非課税世帯です。13件が家
計急変世帯となっております。

令和4年度の事業につきましては、今年度が2月末まで事業を実施いたし
ましたが、812世帯が全件で非課税世帯が809件、家計急変世帯がうち3件と
なっております。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 御丁寧な御説明ありがとうございます。今後もやっぱり見ていきたい世帯
数かなと思いますので、御教示ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑ございませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと
思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないようですので、議案第27号を採決いたします。

原案に賛成者の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第27号は、原案どおり、可決されました。

日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

以上をもちまして、令和5年第2回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので閉会いたします。

なお、この後、15時15分から全員協議会を401会議室で開催しますので、お集まりください。 (午後2時58分)